

平成29年度岐阜県都市計画審議会

(第204回～第205回)

議案 番号	議案名	概要
----------	-----	----

第204回 平成29年10月10日

1	建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他の処理施設の敷地の位置について（土岐市） （特定行政庁：岐阜県）	産業廃棄物処理施設の新設を行うもの 破砕施設（8時間） 木くず 488 t / 日 敷地面積 5,066.36 m ²
2	建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係るその他の処理施設の敷地の位置について（多治見市） （特定行政庁：岐阜県）	産業廃棄物処理施設（及びごみ処理施設）の新設を行うもの 破砕施設（8時間） 木くず 198 t / 日 敷地面積 2,949.95 m ²

第205回 平成30年3月22日

1	岐阜県都市計画審議会運営規程の一部改正について	岐阜県都市計画審議会運営規程の第4条（代理人の出席）について、対象を拡充する。 ○新たに代理人出席を認める者 臨時委員（関係行政機関の職員に限る。）
2	環境影響評価専門部会運営要綱の一部改定について	環境影響評価専門部会運営要綱の第3条（組織）について、専門委員の任期を変更する。 ○専門委員の任期は2年とする。 →専門委員は当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
3	羽島都市計画道路の変更について（岐阜県決定）	○区域（幅員・線形・延長）の変更 延長の変更 L=10,410m→L=10,420m 線形・幅員の変更 羽島市桑原町前野字宮前 ～羽島市下中町石田 線形変更に係る区間延長 L=2,450m→L=2,460m 幅員 W=16m → W=11.5m

4	<p>海津都市計画緑地の変更について（岐阜県決定）</p>	<p>○緑地区域の一部を変更 1号 木曾三川水郷公園 A=1,018.7ha→1,018.7ha （約 0.01ha 拡大）</p>
5	<p>美濃加茂都市計画区域のうち美濃加茂市における用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値等の変更について（美濃加茂市）（特定行政庁：岐阜県）</p>	<p>美濃加茂都市計画用途地域の変更（美濃加茂市決定）に伴う、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対する高さを定める数値を指定する区域等の変更 区域面積 約6,627.6ha →約 6,625.0ha(約 2.6ha 減)</p>